派遣契約についての一般競争入札の公告

国立大学法人鳥取大学で発注する派遣契約を下記のとおり一般競争入札により行います。

記

１．競争入札に付する事項
（１）入札件名　　鳥取大学労働者派遣業務（経理課出納係における事務員）
（２）契約期間　　令和９年１月　１日から令和９年６月３０日まで

２．競争参加者の資格
（１）国立大学法人鳥取大学契約事務取扱規程第５条及び第６条に該当しない者であること。
（２）国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人鳥取大学の競争参加資格のいずれかにおいて、前者は令和８年度に中国地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者を、後者は令８年度に「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者であること。
（３）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業の許可を受けたものであること。
（４）学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

３．契約条項を示す場所、入札書提出場所及び提出期限
　国立大学法人鳥取大学財務部契約課役務係　　令和８年１１月１７日（火）１７時００分

４．競争執行の場所及び日時
　国立大学法人 Tottori uniQ（旧鳥取大学広報センター）スペースＤ
　令和８年１１月２６日（木）１４時００分

５．入札条件
（１）入札は国立大学法人鳥取大学が定めた製造請負契約基準を準用し、競争加入者心得による。
（２）入札保証金は免除する。

６．入札方法
　入札金額は、競争加入者等において設定する請負代金に対する単価（1 時間あたり）を記載すること。落札の決定は、本学が提示する予定勤務日数及び時間数の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

７．入札の無効
　第２に示した資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

８．契約条件
（１）契約保証金は免除する。
（２）代金は、当該月分を１回に支払うものとする。
（３）細部については、製造請負契約基準を準用し、競争加入者心得による。

９．契約書の作成
　落札者は、落札者として決定した日から特別の事情のある場合を除き、７日以内に契約書の取りかわしをしなければならない。

10．異議の申立

入札者は入札後本公告、製造請負契約基準、競争加入者心得、契約書案等について異議の申立をすることができない。

11. その他

（１）代理入札の場合は委任状を提出のこと。

（２）入札は本学所定の用紙をもって行う。

（３）入札に参加しようとする者は、入札書提出期限までに国立大学法人鳥取大学財務部契約課役務係へ第２に揚げる事項を確認することができる書類を添えて申し込むこと。

（４）当日は印鑑を持参のこと。

（５）その他細部については下記に問い合わせされたい。

〒６８０－８５５０
鳥取市湖山町南４丁目１０１番地
国立大学法人鳥取大学財務部契約課役務係　担当：朝野
ＴＥＬ（０８５７）３１－６７８３

令和８年１１月４日

国立大学法人鳥取大学
学長　原田　省